

厚生労働省 説明資料

2024年6月18日

第11回「知的障がい者の明日を考える議員連盟」

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

テーマ

1. 障害基礎年金の未受給者（18歳・19歳）への救済について P.2～4
2. 知的障害者施設等へのAI機器・見守り機器の導入について P.5～14
3. 能登半島沖地震に伴う障害者施設の被害・復興状況について P.15～18
4. 知的障害者の終の棲家の問題について P.19～31

1. 障害基礎年金の未受給者（18歳・19歳）への救済について

特別児童扶養手当の概要

1 目的

- 精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

2 概要

<対象者>

- 1級：障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童
(両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの、両上肢の機能に著しい障害を有するもの、精神の障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの、など)
- 2級：障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童
(両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの、一上肢の機能に著しい障害を有するもの、精神の障害であって日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、など)

<支給要件>

- 20歳未満の上記障害児を監護等する父母（又は養育者）に支給

<給付月額（令和6年度）>

- 1級：55,350円 2級：36,860円

<所得制限（例示：年収）>

- 1. 本人（4人世帯）7,707千円 2. 扶養義務者（6人世帯）9,438千円

<支払月（定時払い）>

- 4月、8月、11月若しくは12月（年3回）※この他に、必要に応じて随時払いがある。

3 認定事務等

【認定事務】都道府県、指定都市（申請窓口は市町村）

【負担率】国10/10

【受給者数（令和4年度末）】288,750人（1級：95,951人 2級：192,799人）

【予算額（令和6年度）】1533.4億円

障害基礎年金の概要

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（令和6年度） ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

- 〈1級障害の場合〉 1,020,000円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）+ 子の加算額
〈2級障害の場合〉 816,000円（老齢基礎年金の満額と同額）+ 子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各234,800円
第3子以降・・・各78,300円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

2. 知的障害者施設等へのAI機器・見守り機器の導入について

障害福祉分野のロボット等導入支援事業

令和5年度補正予算額 731,693千円

1 事業の目的

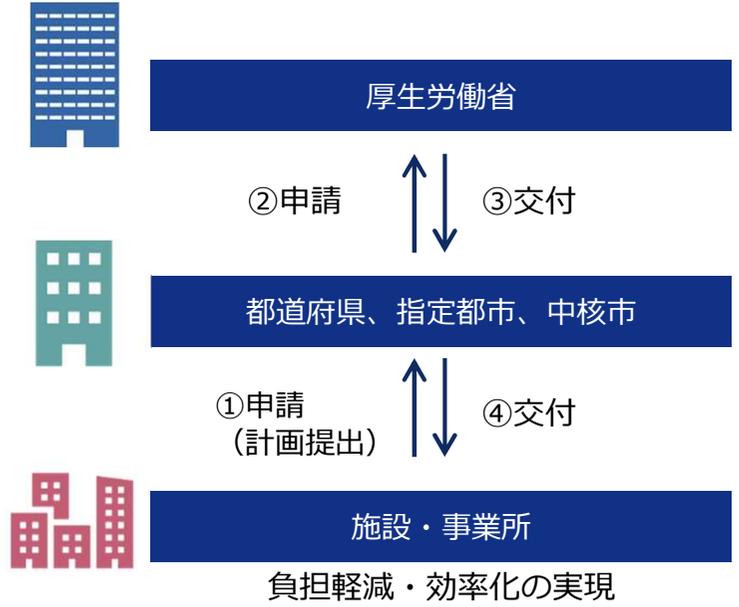
障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

障害者支援施設等が介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため、ロボット等の導入費用、及び導入を促進するための体験会（好事例の情報提供や試用等の機会の提供）の開催や、業務の課題分析等のためのコンサルティング費用について財政支援を実施する。

【事業スキーム】



3 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

- 施設等に対する導入支援
国 1 / 2 都道府県、指定都市、中核市 1 / 4 事業者 1 / 4
- 都道府県等による導入促進（体験会・コンサル等）
国 1 / 2 都道府県、指定都市、中核市 1 / 2

【導入支援の補助対象機器】

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において利用するロボット

- ※1 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。
- ※2 見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

【導入支援の補助単価】

- 障害者支援施設：1施設あたり 上限210万円
 - グループホーム：1事業所あたり 上限150万円
 - その他事業所：1事業所あたり 上限120万円
- ※1 1台当たりの導入経費の補助対象額
- 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
 - 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下
- ※2 見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

【導入支援の対象施設・事業所】

障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設

※ 申請に当たっては、達成目標、導入機器、期待される効果等を記載した介護業務の負担軽減等のためのロボット等導入計画の作成が必要

対象分野ごとのロボットのイメージ

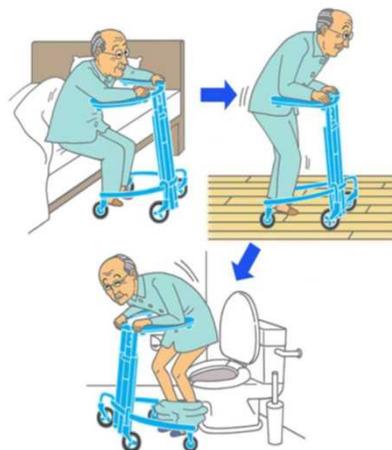
移乗介護

ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



移動支援

屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器



排泄支援

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ



見守り・コミュニケーション

センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム



入浴支援

ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器



※「ロボット介護機器開発・導入促進事業(開発補助事業)研究基本計画」(経済産業省 製造産業局 産業機械課(平成29年10月))を基に作成

<各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

<標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）

考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- 管理者について、**管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

2 (9) 施設入所支援サービス費

改正後	現行
<p>④ 夜勤職員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。</p> <p>(一) 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤2人以上</p> <p>(二) 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤3人以上</p> <p>(三) 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p><u>なお、利用者の動向を検知できる見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。）を、当該障害者支援施設等の利用者の数の100分の15以上の数配置している場合には、夜勤を行う職員として生活支援員の員数は以下の四から(六)とおりとすることができる。</u></p> <p><u>四 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤1.9人以上</u></p> <p><u>五 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤2.9人以上</u></p> <p><u>六 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3.9人に、前年度の利用者の数の平均値が100を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u></p>	<p>④ 夜勤職員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。</p> <p>(一) 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤2人以上</p> <p>(二) 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤3人以上</p> <p>(三) 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>

障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証 【概要】（令和4年度障害者総合福祉推進事業）

【目的】

「障害福祉分野におけるICT 導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の事業実績の分析を行う。
また、ICT、ロボット等の導入による効果の実効性のある測定方法を検討し、導入前後の効果の実証等を実施する。

【実施概要】

（1）令和2年度のICT・ロボット等導入に関する事業実績の分析

- ・ICT：「令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業」実績報告書（899事業所）
- ・ロボット：「令和2年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業」実績報告書（686事業所）

（2）タイムスタディ調査（（1）の事業所から検討委員会にて選定）

- ・ICT：9カ所（内訳：入所系施設+GH：4、訪問系サービス：2、相談支援事業所：1、通所系事業所：2）
- ・ロボット：10カ所（内訳：見守り/入所系施設：5、移乗/入所系施設：3、見守り/GH：1、移乗/GH：1）

（3）事業所職員向けアンケート調査及びヒアリング調査

（2）を実施した事業所等に対して実施

【検討委員会】※敬称略、所属は委員就任当時で記載

（委員長）

飯島 節 筑波大学名誉教授

（委員）

東 祐二 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部部長

五島 清国 公益財団法人テクノエイド協会企画部長

上田 幸哉 合同会社IT相談製作所代表、ケアコラボ株式会社取締役、株式会社ソニックガーデン戦略総務室室長

松友 大 社会福祉法人南高愛隣会総務・企画課課長

見守りロボット導入時におけるタイムスタディ調査の結果概要

- 見守りロボットの導入により、業務にかかる時間が全体として**60.2分/日削減**された。
- 間接業務である「巡回・移動」が**25.6分/日**、「記録・文書作成・連絡調整等」が**117.4分/日削減**された。
- 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった利用者への直接介護の時間は全体で64.9分/日多くなった。

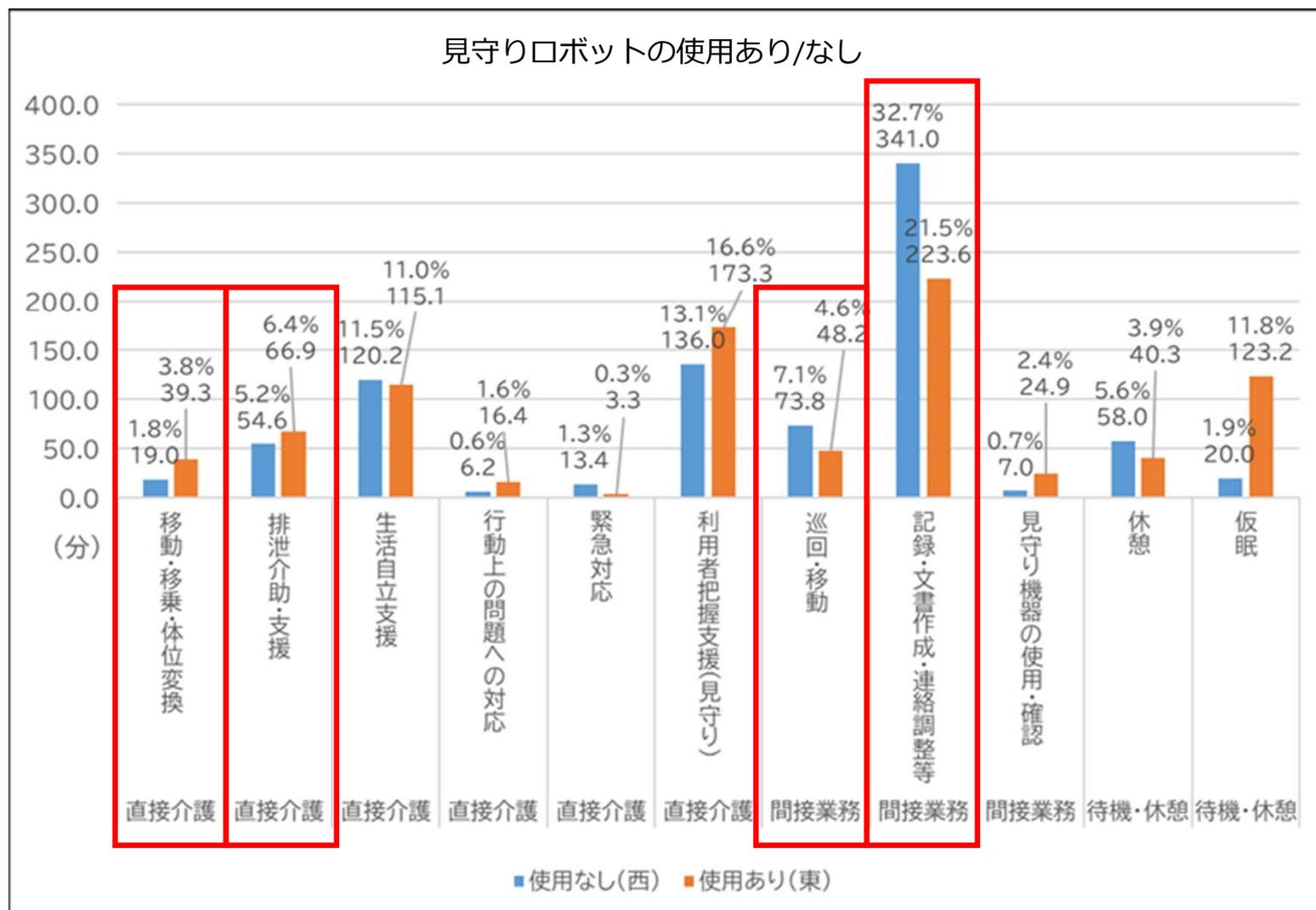
【調査概要】

調査施設：
障害者支援施設

調査方法：
見守りロボットの使用（設置）がある東棟、使用（設置）がない西棟の夜勤職員を対象に調査を実施。
調査期間中に勤務する職員のうち、ロボットを使用する職員と使用しない職員の両方でタイムスタディ調査票を作成しデータを比較。

※生活自立支援：
入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援等

※行動上の問題：
徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等



(出典) 障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証 (令和4年度障害者総合福祉推進事業)

障害者自立支援機器等開発促進事業

1 事業の目的

[令和6年度予算 124,000千円] (令和5年度予算 110,000千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。このため、ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行うとともに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

2 事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発（実用的な支援機器の製品化）に対する助成
①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業、③指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業
- (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業
- (3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

3 実施主体

民間団体（公募）

4 補助率

- (1) は、中小企業 2/3（※（1）-②③は初年度のみ10/10）、大企業・公益法人 1/2
- (2) ・ (3) は、定額（10/10相当）

ニーズの把握・特定、コンセプト生成

試作機開発、実証実験、製品化

製品の普及

自立支援機器等
イノベーション人材育成事業

デザイン思考等を用いた開発プロセスを体系的に学ぶワークショップの開催

ニーズ・シーズマッチング
強化事業

障害者や支援者のニーズ（課題や要望）と企業や研究者等のシーズ（技術）のマッチングを強化

自立支援機器開発費用の補助事業

実用的な支援機器の開発に要する費用を補助
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

モニター評価

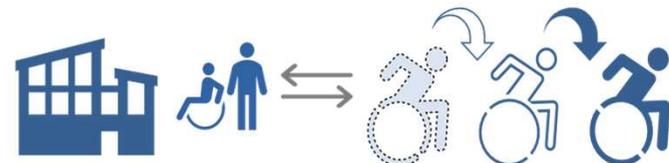
※モニター評価を繰り返し、実用的な製品化を行う。

実用的な支援機器の
製品化



支援機器に関するニーズ、生活における困りごと等を開発側に伝える。

障害当事者との意見交換にてニーズを把握、開発の着想を得る。



障害者自立支援機器等開発促進事業 製品化実績例

(令和5年度時点)

製品名	触図筆ペン (みつろうペン)	はっする でんたー	指電話	Comuoon (コムューン) Comuoon Pocket (コムューンポケット)	Baby Loco (ベビーロコ)	Eye Navi (アイナビ)
製品画像						
製品概要	視覚障害児・者向けのインクにみつろうを用いた筆記用具	発達障害児者向け歯科治療支援ソフト	発話が難しい方向けのiPadで使うコミュニケーションアプリ & コンテツ	聴覚障害者向け、聞きやすい補正が可能な対話支援機器	障害児向け手持ちの座位保持椅子を載せ、自分で操作して室内を移動する機器	視覚障害者用歩行支援アプリ
発売年度	H24	H27	H30	H26,R5	H30-R1	H29-R2
採択年度	H22-23	H24-26	H30	H25-26、R2	R2	R5
開発機関	有限会社 安久工機	株式会社 マイクロブレイン	有限会社オフィス 結アジア	ユニバーサル・ サウンドデザイン 株式会社	株式会社 今仙技術研究所	株式会社 コンピューター サイエンス研究所
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・盲学校や団体に年間10台程度販売 ・見えない人と見える人をつなぐコミュニケーションツール 	<ul style="list-style-type: none"> ・手順説明にイラストや写真を使った「絵カード」をiPad上でデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の市町村では日常生活給付事業にて給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年グッドデザイン賞受賞 ・日本、アメリカ、欧州において複数の特許を取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達を促し、自ら移動する喜びを提供 ・2022年24時間テレビ寄贈品 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジ田甲子園（内閣府）内閣総理大臣賞 ・無料ダウンロード

3. 能登半島沖地震に伴う障害者施設の被害・復興状況について

障害者入所施設・事業所等の稼働状況（6/12現在）

能登地方6市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町）における障害福祉サービス事業所は、

○入所施設・グループホーム 38/46か所（83%）

○通所系サービス事業所 25/25か所（100%）

○訪問系サービス事業所 13/14か所（93%）

が稼働しており、被災地において障害福祉サービスの提供を継続中。

		入所施設・グループホーム		通所サービス		訪問系サービス	
		事業所数	稼働中	事業所数	稼働中	事業所数	稼働中
北部	輪島市	12	8	4	4	2	1
	珠洲市	2	2	2	2	1	1
	穴水町	6	3	2	2	2	2
	能登町	7	7	4	4	3	3
中部	七尾市	18	17	10	10	4	4
	志賀町	1	1	3	3	2	2
計		46	38	25	25	14	13

被災した障害者、障害福祉サービス等事業所への支援

1 人手が不足している事業所・施設に対する支援（介護職員等の応援派遣）

厚生労働省・全国社会福祉協議会において、被災により従業員が不足する施設や避難者を受け入れる施設等（石川県庁でニーズ把握）と登録された全国の介護職員等をマッチングし、応援職員の派遣事業を実施中。

2 障害者支援施設等の災害復旧に対する財政支援（施設・設備等整備）

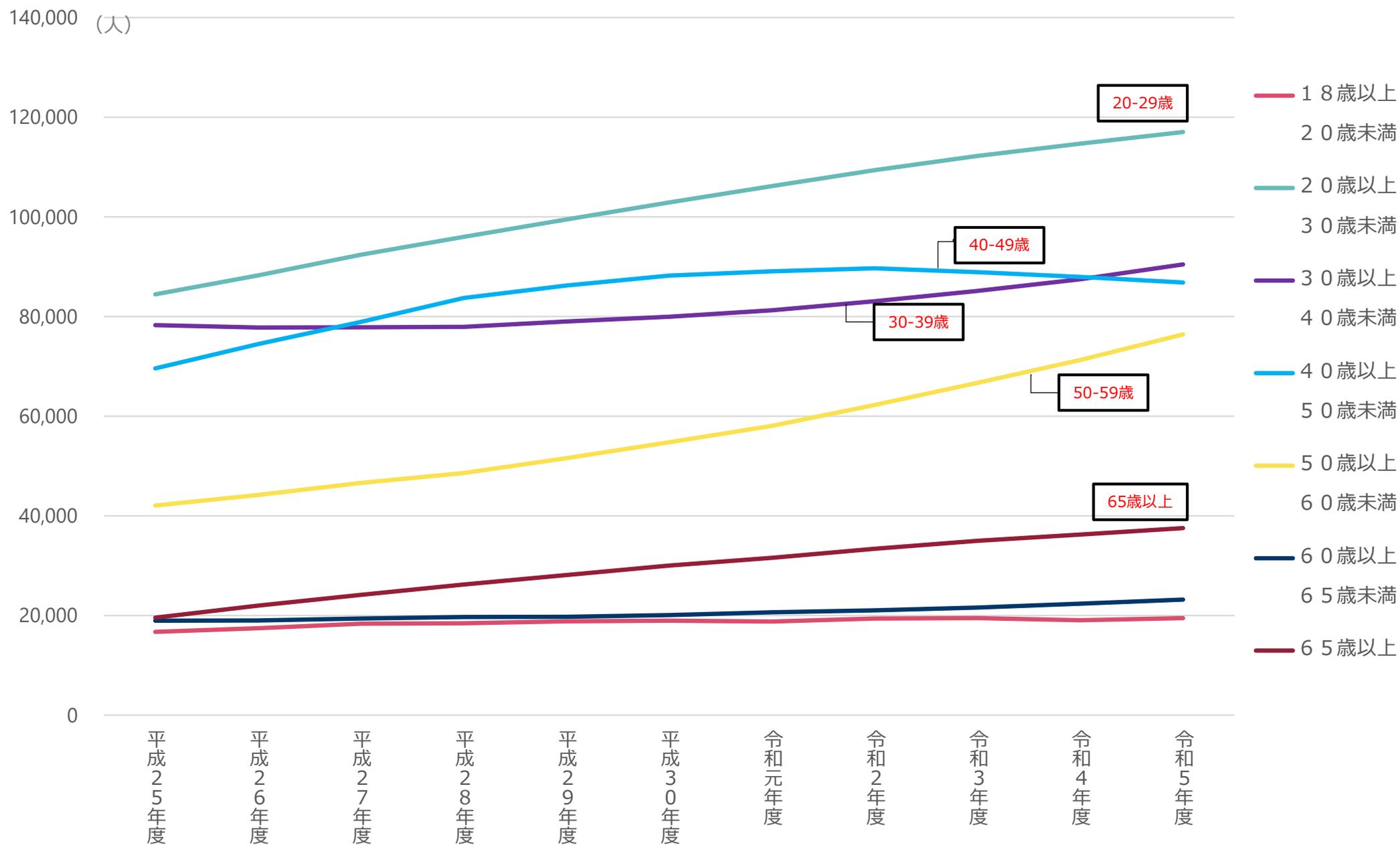
	施設等の復旧支援	事業再開のための設備支援
補助対象経費	・ 建物の工事費 ・ 建物と一体として復旧する必要がある設備（給排水設備、冷暖房設備等）	・ 事業再開のために必要な備品・設備等

3 仮設住宅等における見守り・相談事業の取組

- 仮設住宅に入居された方や被災地域外への広域避難も含めて災害を要因とした孤立のおそれがある方等に対して、生活支援相談員が戸別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援等を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ取組を実施中。
- 仮設住宅の公共スペース等を活用し、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点の整備を推進。

4. 知的障害者の終の棲家の問題について

知的障害者の年齢別の障害福祉サービス等の利用者数の推移



重度知的障害者への支援に係る近年の報酬改定(概要)

改定時期	改定内容
平成27年度改定	<ul style="list-style-type: none">○ 強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、実践研修修了者や基礎研修修了者の配置を評価。(施設入所支援)○ 強度行動障害を有する者への支援を強化するため、受け入れた場合の加算に加え、基礎研修修了者の配置を評価。(短期入所)○ 重度障害者への支援を強化するため、実践研修等の修了者の配置を評価。(共同生活援助)
平成30年度改定	<ul style="list-style-type: none">○ 通所の生活介護においても施設入所支援と同様に、強度行動障害を有する者への支援を評価。○ 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」を創設。○ 地域生活支援拠点等の機能強化のため、短期入所での緊急時の受け入れを評価。
令和3年度改定	<ul style="list-style-type: none">○ 強度行動障害を有する者を受け入れる際の初期のアセスメントの評価の拡充。(生活介護・施設入所支援)○ 共同生活援助における強度行動障害を有する者への支援の強化。

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

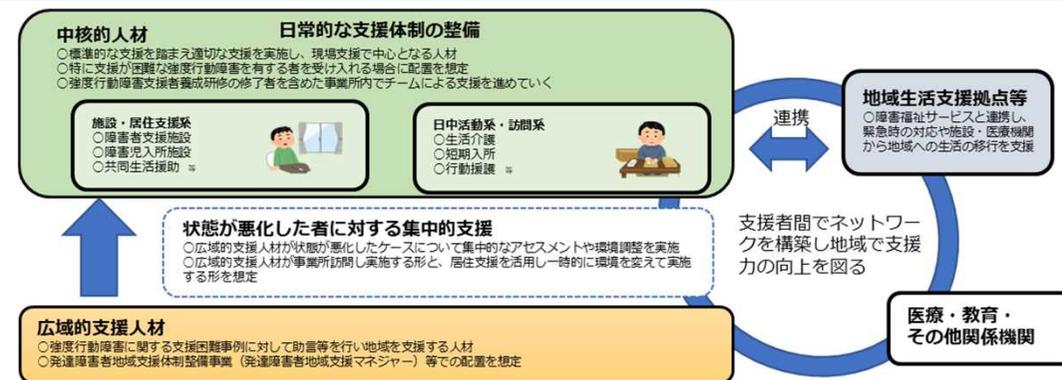
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	【新設】受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
 - ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
 - ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

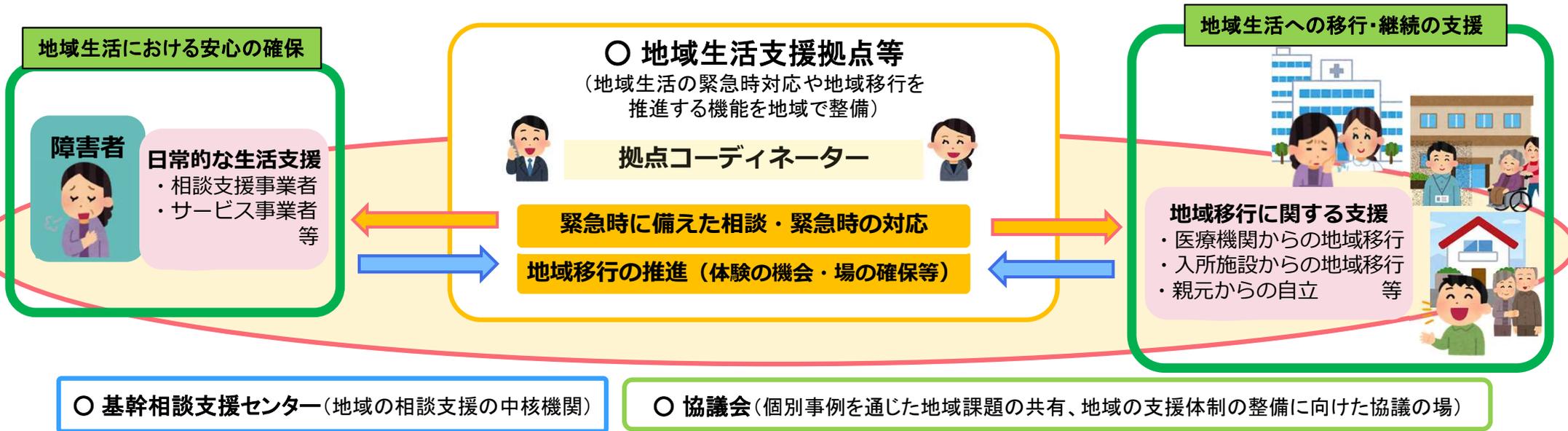
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) * 複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

障害者支援施設に係る記載（抜粋）

Ⅱ 基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

(1) 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- また、障害者支援施設については、重度障害者等に対する専門的・個別的支援の提供の推進、施設の有する知識・経験等の地域の事業者への還元等による地域への貢献などを行いつつ、施設からの地域移行を進める必要がある。

Ⅲ 各論点について

1. 障害者の居住支援について

(1) 現状・課題

- 障害者支援施設は、市町村、都道府県が作成する障害福祉計画において設定された地域生活へ移行する者の数や入所者数の削減に関する目標値を踏まえ、地域移行に取り組んでいる。一方、障害者の重度化・高齢化を踏まえて、人員の確保を図りながら強度行動障害を有する者、医療的ケアの必要な者などのための専門的支援を行っている。

(2) 今後の取組

（重度障害者の支援体制の整備）

- グループホームは、入所施設からの地域移行をより一層推進する観点から、障害者の重度化・高齢化に対応するための受入体制の整備を図っていく必要があるとともに、強度行動障害の支援はグループホームにおける個別的な支援がなじむ面がある。

障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として自治体又は社会福祉法人という公益性の高い主体が運営している。実際に入所している障害者へのサービス提供に当たっては、施設入所者の生活の質の向上を図る観点から、障害者の重度化・高齢化を踏まえた手厚い人員体制の整備を図りながら、強度行動障害者、医療的ケアの必要な障害者などのための専門的な支援も行っている。

上記を踏まえ、グループホームと障害者支援施設の役割を検討する必要がある。

障害者支援施設の在り方

（障害者支援施設の在り方）

<障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実>

- 障害者支援施設では、これまでも強度行動障害や医療的ケアのある方など様々な障害者に対する支援を実施しているが、個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、ユニット化や個室化など適切な個別支援に向けた必要な生活環境の把握を進めるとともに、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等について検討すべきである。

<地域移行の更なる推進>

- 地域移行を更に進めるためには、障害者支援施設は地域移行を担う職員をその施設に配置するなど利用者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員等と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことについて、地域生活支援拠点等の法令上の位置付けの明確化と併せて検討する必要がある。

<障害者支援施設の計画相談支援のモニタリング頻度等>

- 障害者支援施設入所者に係るサービス等利用計画のモニタリングは、現状は6月毎を標準期間としている。相談支援事業について、サービス提供事業者からの独立性・客観性の確保を高める等により、障害者支援施設からの地域移行を推進する観点から、障害者支援施設入所者に対するモニタリング頻度を一定期間高める等により、障害者支援施設のサービス管理責任者や様々な関係者とチームにより協力・連携しつつ、地域移行を選択肢に入れた意思決定支援に丁寧に取り組むこと等について、調査研究事業に基づき検討する必要がある。

<障害者支援施設と地域の関わり>

- 障害者支援施設では、生活介護や就労系サービスなどの日中活動系サービスや短期入所等の実施により、障害者の地域生活を支える役割を担っている。こうした知識・経験やノウハウについて、地域の障害福祉サービス事業者に還元するなど、地域生活支援の体制づくりに積極的に関与するとともに、地域との交流や地域貢献に取り組むことについて検討する必要がある。

障害者総合支援法施行後3年の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（令和4年6月13日）（抄）③

地域移行、地域生活支援の更なる推進

（地域移行、地域生活支援の更なる推進）

- 今後も、障害者総合支援法の基本理念に基づき、地域移行、地域生活支援をしっかりと前進させていく必要がある。特に、上記の「（2）今後の取組」の「重度障害者の支援体制の整備」、「地域生活支援施策の充実」、「グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現」、「障害者支援施設の在り方」それぞれに示した各施策は、いずれも地域移行、地域生活支援を進めていくための具体的方策として重要なものであり、まずはこれらが実効ある形で着実に進められる必要がある。
- その上で、更なる地域移行、地域生活支援を進めていくために、この間の地域移行の進展状況や、そのために必要な地域生活支援施策の実施状況についての実態把握を行い、各施策の検証を行っていくとともに、具体的な課題については当該課題に応じた形で検討を着実に進め、障害者の地域移行、地域生活がさらに促進されるための取組を継続的に行っていく必要がある。

障害者支援施設に係る記載（抜粋）

13. 医療と福祉の連携について

(2) 今後の取組

（医療と計画相談をはじめとする相談支援等の連携について）

- 障害者支援施設等の入所者の高齢化・重度化が進む中、施設での看取りを希望する障害者に対する支援について、本人の意思決定に関する取組状況等を把握する必要がある。

障害者支援施設の在り方等に係る今後の検討スケジュール案（イメージ）

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第41回（R5.10.30）

資料5

- 障害者部会報告書等の指摘や、障害者支援施設の重度化・高齢化の状況等を踏まえ、障害者支援施設の役割や、地域移行の更なる推進、強度行動障害を有する者や医療的ケアの必要な者等への専門的支援、障害者支援施設での看取りを希望する障害者に対する支援について検討を行う。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	それ以降
地域移行	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（第7期障害福祉計画・令和6年度～令和8年度）			
専門的支援	<p>障害者部会 令和6年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し</p>	<p>障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 障害福祉サービス等に係る報酬について、令和6年度報酬改定に向けて議論</p>	<p>障害者支援施設等の在り方に関する調査研究等の実施 障害者部会報告書も参考に、今後の障害者支援施設の役割等に関する調査研究等を、広く関係者が参画して実施</p>	<p>調査研究等での議論を踏まえ、報酬改定等での対応を検討</p>
障害者支援施設での看取り	<p>厚生労働科学研究費 障害者支援施設における利用者の高齢化について実態調査を行うとともに、高齢期～終末期の利用者への対応について医療機関と連携している事例等について調査を行い、課題や施設が備えるべき事項等について調査研究を実施</p>		<p>報酬改定</p>	<p>必要に応じて、報酬改定等での対応を検討</p>
	障害者部会報告書の取りまとめ			

第3 終わりに

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。

○ 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

- 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

- 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

- 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

- 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。